

令和 8 年度 昭和町農景観整備事業

農景観作物（コスモス・レンゲ）の種子の購入費の一部を補助します

昭和町では、町内の農地が食料生産の機能以外に自然環境の形成や美しい農景観形成といった機能を併せ持つことから、癒しと安らぎを与えることを目的として、予算の範囲内で農景観作物（コスモス・レンゲ）の種子代の一部を補助します。

【対象者】

以下の要件のすべてを満たす方。

- (1) 町内に住所を有する個人、または町内に本社を有する法人で、
町内の農地において農景観作物（コスモス又はレンゲ）を栽培する方。
- (2) 町税等の滞納がない方。

【対象農地】

農景観作物の作付面積が概ね 500 平方メートル以上の昭和町内の農地

【補助金の額】

コスモス

基準額 × 作付面積 100 m²につき 0.3ℓ

↳ 令和 8 年 11 月 1 日時点での JA 山梨みらいの販売価格

レンゲ

基準額 × 作付面積 100 m²につき 0.4 kg

↳ 令和 8 年 11 月 1 日時点での JA 山梨みらいの販売価格



※基準額となる種子の価格は町が JA 山梨みらいに確認したものととなります。

※基準額に関しては昭和町役場環境経済課にお問い合わせいただくか、

申請書提出時にご記入ください

※算定した額に 100 円未満の端数が生じたときは切捨てとします。

※算定した額が購入額を上回ったときは、購入金額が補助金の上限額となります。

【申請期間】

令和9年3月31日(水)までに 昭和町役場 2階

環境経済課窓口にて下記提出書類をご提出ください ※平日の8時30分～17時15分まで

【提出書類】

- (1) 昭和町農景観整備事業補助金交付申請書兼請求書
- (2) 購入先の機関、団体等が発行する農景観作物の購入量
(令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日までの間に購入したものが
正確に確認できる書類の写し)
- (3) 昭和町農景観整備事業実施概要書
- (4) 実施場所の位置図
- (5) 振込口座(申請者名義)の通帳の写し

※虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、
交付した補助金の一部または全部が
返還となります。

【問い合わせ先】 昭和町役場 環境経済課 農政振興係 Tel:055-275-8355